

2009年1月21日

千葉大学長  
齊藤 康 殿

## 団体交渉の申し入れ

千葉大学ユニオン委員長 福川 裕一

昨年11月14日に完全実施が閣議決定された平成20年人事院勧告、また同じく昨年12月5日国会で可決された労働基準法の改正、ならびに昨年8月26日付で出された人事院事務総長通知（給実第1064号）「一般職の職員の給与に関する法律第22条第2項の非常勤職員に対する給与について」等、千葉大学としても速やかな対応を迫られる、労働法制の重要な改正、あるいは労働条件の向上を促す新たな動きが続きましたが、学長を中心として千葉大学執行部におかれても、本年4月1日からの制度整備に向けて検討・準備を急がれているところと存じます。

このような動向を受けた上で、ユニオンは以下のような労働条件の改善に関わる要求の実現を求めて、団体交渉を申し入れます。

### 【就業時間の短縮について】

1. 人事院勧告に準拠し、本年4月1日から就業時間の15分短縮を実現するにあたっては、過半数代表の申し立てに基づいて終業時刻、休憩時間等を決定するよう要求します。

### 【非常勤職員の労働条件について】

2. 人事院事務総長通知（給実第1064号）第1項に基づいて、2006年度以降導入された非常勤職員の統一単価制を廃止し、非常勤職員の給与は、職務内容の類似する常勤職員の俸給表に従って支給することを要求します。

3. その際に、当然のことながら、非常勤職員に対しても、常勤職員同様の昇級・昇格制度を適用し、かつまた地域手当を支給することを要求します。

4. その上で、非常勤職員全員に対し、一律に、15分の就業時間短縮に対応する、時給当たり3.2%以上の昇給をおこなうことを要求します。

5. 人事院《給3-127》（非常勤職員に対する期末給与の取り扱いについて）ならびに2008年6月19日付人事院解説（注）によれば、人事院事務総長通知（給実第1064号）第3項にいう“相当長期”は6ヶ月が最低の目安と考えられます。従って、6ヶ月以上勤務するすべての非常勤職員へ最低限期末手当を支給することを要求します。

（注）国公労連速報 No. 2003（2008年6月20日号）

**【定期券の立替払いについて】**

6. 職員給与規程第18条2の一、イは、定期券の立替払いを強要するものであり、職員に大きな負担を強いています。支給単位期間に係る最初の月に全額を支給することを要求します。

**【退職者の再雇用について】**

7. 退職者の再雇用にあたっては、本人の意思を尊重し、フルタイム職員、ないしパートタイム職員、いずれの形態を選択することも可能とするよう要求します。

8. 退職者の再雇用にあたっては、退職前と職務内容が同じ場合には、退職時の給与に照らした収入を得られるようにすることを要求します。

9. 高齢者雇用継続給付制度を利用できない、雇用保険の積み立てが5年に満たない再雇用職員に対して、少なくとも同制度を利用できた場合と同水準の収入が得られるよう手段を講ずることを要求します。

以上